

津市臨時休業措置等に伴う家計特別支援事業実施要綱

令和 2 年 1 0 月 1 日訓第 6 0 号

改正 令和 3 年 3 月 2 9 日訓第 2 1 号

令和 4 年 3 月 3 1 日訓第 4 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の防止を理由とする臨時休業措置等により経済的な影響を受けている子育て世帯の家計を支援するため、臨時休業措置等に伴う家計特別支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時休業措置等 臨時休業措置又は出席停止措置をいう。
- (2) 臨時休業措置 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（幼稚部、小学部又は中学部に限る。）をいう。以下同じ。）又は保育所等（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項及び第 4 項の規定により設置した保育所（以下「保育所」という。））、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 1 項及び第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）をいう。以下同じ。）において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことに伴い、当該学校又は当該保育所等（幼保連携型認定こども園に限る。）において行われる学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 7 条において準用する場合を含む。）に基づく臨時休業又は当該保育所等

（幼保連携型認定こども園を除く。）において保育所における感染症対策ガイドライン（２０１８年改訂版）（平成３０年３月厚生労働省）１の(3)に基づき学校保健安全法第２０条の規定に準拠して行われる臨時休業をいう。

- (3) 出席停止措置 学校又は保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染者及び当該感染者に係る濃厚接触者に対し、当該学校の長又は当該保育所等（幼保連携型認定こども園に限る。）の長が行う学校保健安全法第１９条の規定（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２７条において準用する場合を含む。）に基づく出席停止又は当該保育所等（幼保連携型認定こども園を除く。）の長が保育所における感染症対策ガイドライン（２０１８年改訂版）１の(3)に基づき学校保健安全法第１９条の規定に準拠して行う出席停止をいう。

（事業の内容）

第３条 事業の内容は、臨時休業措置等に伴う家計特別支援金（以下「支援金」という。）の交付とする。

（支援金の交付）

第４条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援金交付対象児童」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている児童（本市に居住しているが、やむを得ない事情により本市の住民基本台帳に記録されていない児童のうち、市長が特に必要と認めるものを含む。）であって、令和２年９月１０日から令和５年３月３１日までの間において臨時休業措置等により登校又は登園をしなかったもの（臨時休業措置等により登校又は登園をしなかった日（学校にあっては学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号。以下「規則」という。）第６１条（規則第３９条、第７９条及び第７９条の８第１項において準用する場合を含む。）に規定する休業日を、保育所及び幼保連携型認定こども園にあっては特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号。以下「基準」という。）第２０条第４号に規定する特定教育・保育の提供を行わない日を、家庭的保育事業等にあっては基準第４６条第４号に規定する特定地域型保育の提供を行わない日を除く。以下同じ。）の合計日数が３日未満の児童を除く。）とする。

２ 支援金は、本市の住民基本台帳に記録されている者（本市に居住しているが、やむを得ない事情により本市の住民基本台帳に記録されていない者のう

ち、市長が特に必要と認めるものを含む。)であって、支援金交付対象児童を養育するもの(以下「支援金交付対象者」という。)に交付する。

(支援金の金額)

第5条 支援金の金額は、支援金交付対象児童1人につき20,000円(臨時休業措置等により登校又は登園をしなかった日の合計日数が3日以上5日以下であるものにあつては、1人につき10,000円)とする。

(交付申請受付開始日及び交付申請期限)

第6条 支援金に係る交付申請受付開始日は、令和2年10月1日とする。

2 交付申請期限は、臨時休業措置等の期間が終了する日の属する月の翌月の末日又は令和5年3月31日のいずれか早い日とする。

(申請及び交付の方式)

第7条 支援金の交付を受けようとする支援金交付対象者(以下「申請者」という。)による申請及び本市による交付は、次の各号に掲げる申請方式のいずれかにより行うものとする。

- (1) 在校在園申請方式 申請者が市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)を当該申請者が養育する支援金交付対象児童が在籍している学校又は利用している保育所等を通じて本市に提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口申請方式 申請者が申請書を本市の窓口において提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人として前条の申請を行うことができる者は、原則として次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人、代理権付与の審判がなされた補助人等)
 - (3) 親族その他平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認めるもの
- 2 代理人が支援金の交付の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること

等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権の有無を確認するものとする。

(交付決定及び交付)

- 第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付を決定し、当該申請者（その代理人を含む。）に対し、支援金を交付するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第10条 支援金交付対象者から第6条第2項に規定する交付申請期限までに第7条の申請が行われなかったときは、当該支援金交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が前条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

- 第11条 市長は、偽りその他の不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、交付を受けた支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

- 第12条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日訓第21号）

この訓は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓第46号）

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市臨時休業措置等に伴う家計特別支援事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後に開始した臨時休業措置等に係る支援金について適用し、同日前に開始した臨時休業措置等に係る支援金については、なお従前の

例による。